

第35回BELCA賞(令和7年度)

募集要項

1. BELCA賞の目的

長期にわたって適切な維持保全を実施したり、優れた改修を実施した既存の建築物のうち、特に優秀なものを選び、その関係者を表彰することにより、わが国におけるビルのロングライフ化に寄与することを目的とします。

2. 選考の主旨

(1) ロングライフ部門

長期使用を考慮した設計のもとで建設されるとともに、長年にわたり適切に維持保全され、さらに、今後、相当の期間にわたって維持保全されることが計画されている、模範的な建築物を表彰します。

(2) ベストリフォーム部門

社会的・物理的な状況の変化に対応して、今後の長期使用のビジョンを持って、蘇生させるもしくは飛躍的な価値向上等をさせるリフォームがなされた、模範的な建築物を表彰します。

3. 選考の対象

(1) ロングライフ部門

長期使用を考慮した設計のもとで建設されるとともに、建設後40年以上(昭和60年(1985年)6月30日までに竣工)にわたり適切に維持保全され、さらに、今後10年以上にわたって維持保全されることが計画されている建築物。なお、過去にロングライフ部門を受賞したものは対象となりません。

(2) ベストリフォーム部門

社会的・物理的な状況の変化に対応して、今後の長期使用のビジョンを持って、蘇生させるもしくは飛躍的な価値向上等をさせるリフォームがなされ、リフォーム後1年以上かつ5年未満の(令和2年(2020年)7月1日から令和6年(2024年)6月30日の間にリフォームされた)建築物。なお、過去にロングライフ部門またはベストリフォーム部門を受賞したのも対象とします。

※以下の建物は、選考の対象外といたします。日本国外に所在する建築物、文化財保護法で規定される重要文化財および文化財保護法第182条第2項に基づき地方公共団体により指定された文化財（ベストリフォーム部門へ応募するもので、当該リフォームに国等からの特別の助成を受けていないものを除く。）、保存を主目的とするもの、建築物そのものが展示物となっているもの、区分所有建築物の専有部分のみのもの、竣工当初の床の躯体部分で保存・復元されている部分の面積が、竣工当初の床面積全体の50%未満のもの。

4. 表彰件数

ロングライフ部門とベストリフォーム部門合わせて10件以内を表彰いたします。

5. BELCA賞選考委員会（順不同・敬称略、所属・役職等は令和7年6月25日時点）

委員長	三井所清典	(株)アルセッド建築研究所 代表取締役、芝浦工業大学名誉教授)
副委員長	深尾 精一	(首都大学東京名誉教授)
副委員長	川瀬 貴晴	(千葉大学名誉教授)
委員	加賀 成治	(NTT都市開発(株) 都市建築デザイン部長)
委員	河向 昭	(株)三菱地所設計 専務執行役員)
委員	熊谷 泰彦	(株)安井建築設計事務所 執行役員 ビジネス領域本部長)
委員	中村 純	(株)大林組 常務執行役員 設計本部副本部長)
委員	新聞 英一	(清水建設(株) 執行役員 設計本部 副本部長)
委員	島末 紀之	(株)きんでん 理事 技術企画室 技師長)
委員	村澤 達	(東洋熱工業(株) 技術統轄本部 技術研究所 上級研究員)
委員	東条 正明	(グローブシップ(株) 取締役)

6. 応募期間

令和7年6月2日(月)から令和7年7月1日(火)17時30分まで（締切日時までに事務局へ必着）

7. 応募の申込み・提出書類

- (1) 対象建築物の次の関係者であれば、どなたでも応募することができます。
○ ロングライフ部門 建物所有者、設計者、施工者、維持管理者
○ ベストリフォーム部門 建物所有者、改修設計者、改修施工者
※ ロングライフ部門の設計者及び施工者には、新築時の設計者及び施工者のほか、当該建築物のロングライフ化に貢献した設計者及び施工者を含みます。また、維持管理者には、当該建築物の維持管理業務に継続的に貢献した、主たるメンテナンス会社等を含みます。
- (2) 過去に応募されたものの再応募も受け付けます。
- (3) 提出書類については当協会ホームページでご確認ください。なお、応募に当たってご提出いただくのは、第1次選考用の資料のみです。提出書類は返却いたしません。
- (4) 応募に係わる資料作成に要した費用は応募者負担とします。
- (5) 応募にあたっては、図面や写真の提出、現地審査の日時を当協会が指定することにつき、必ず事前に所有者の同意を得てください。

※ 選考過程において、応募者の了承を得たうえで、応募部門が変更となる場合があります。その際、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

8. 選考の基準（選考は、下記項目を総合評価して行います。）

(1) ロングライフ部門 ① 建築物の基本的な構造または外観等が維持され、今日まで地域に根付いて長期にわたり使用されていること。 ② 所有者が建築物の長期使用に対して明確な意志を有し、そのもとに当該建築物の長期使用が実現し、また、計画されていること。 ③ 設計者、施工者及び維持管理者が、当該建築物の設計、施工、維持管理において長期使用に対する適切な配慮をしてきたこと。 ④ 今日における社会的存在として求められる補修・改修が適切になされている（今後なされることが確実な場合も含む）こと。 ⑤ 今後10年以上にわたって使用するための維持保全計画書が適切に策定されており、地球環境に配慮し、かつ周辺環境の維持・向上に寄与するような建築物の運営が、将来に向けて行われていくと認められること。	(2) ベストリフォーム部門 ① 社会的・物理的な状況の変化に対応して、蘇生させるもしくは飛躍的な価値向上等をさせるリフォームがなされていること。 ② 所有者の長期使用に向けた明確なビジョンのもとにリフォームがなされていること。 ③ 所有者・改修設計者・改修施工者の適切な連携のもとでリフォームが計画され、実施されていること。 ④ 今日における社会的存在として求められる補修・改修はもちろん、地球環境に配慮し、かつ周辺環境の維持・向上に寄与するようなリフォームがなされている（従前になされた場合を含む）こと。 ⑤ 今後の長期使用に向けて維持保全計画書が策定されていること。
--	---

9. 選考の方法

- (1) 第1次選考 応募資料により、第2次選考対象建築物を選考します。（令和7年8月下旬までに結果を通知します。）
- (2) 第2次選考 第2次選考用の詳細資料を提出していただきます。詳細資料及び応募者立会いのもとで行う現地審査をふまえ第2次選考を行い、特に優秀な建築物を選定いたします。選考結果通知は令和7年12月下旬までに行います。

10. 表彰

表彰建築物の建物所有者には賞牌（文化勲章受章者の故 帖佐美行氏作）を贈呈致します。
また、7. (1) に示した関係者ごとに表彰状を贈呈致します。
なお、表彰式は当協会の令和8年度通常総会（令和8年5月開催予定）当日に開催する予定です。

11. 表彰建築物及び表彰者の広報

- (1) 表彰建築物及び表彰者について令和8年2月下旬～3月上旬に記者発表いたしますとともに、機関誌「BELCA NEWS」、ホームページ等において広く広報いたします。
- (2) 表彰建築物の記者発表及び広報にあたっては、提出された関係資料（静止画像データを含む。）を無償で使用させていただきます。著作権、肖像権等については使用にあたって事前の承諾を求めること、著作権者の名前を表記することはいたしませんのでご承知ください。
※ 感染症対策等のため、やむを得ず予定通り実施できない場合があります。予めご了承ください。

応募書類の提出先及び問い合わせ先

公益社団法人 ロングライフビル推進協会（BELCA） 担当：佐々木・中野
〒105-0013 東京都港区浜松町2丁目1番13号 芝エクセレントビル4階
メール：belcaprize@belca.or.jp 電話：03-5408-9830
H P：<https://www.belca.or.jp/belcaprize/bosyu/>

